

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの容器による詰替え販売時の確認等について法制化

令和元年7月に京都府京都市伏見区で発生したガソリンに起因する爆発火災を受け、令和2年2月1日からガソリンの容器への詰替え販売時に次の事項の確認等が義務化になります。ガソリンスタンドなどで購入する際には、ご理解ご協力をお願いします。

- 1 本人確認 ※1 ※2
- 2 使用目的の確認
- 3 販売記録の作成



※1 本人確認の書類例…運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど

※2 本人確認は、省略できる場合があります。

- (1) 既に本人確認を行った場合
- (2) 継続的な取引がある場合
- (3) ガソリンスタンドの会員証等で本人確認ができる場合

